

令和8年2月25日

令和7年度第11回大崎市農業委員会総会
会議録

大崎市農業委員会

1. 会議日時

令和8年2月25日(水)

午後1時30分開会～午後3時10分閉会

2. 場 所

大崎市役所本庁舎 4階災害対策本部室

3. 審議事項

報 告 1 農地法第18条第6項の規定による通知について

報 告 2 使用貸借の合意による解約の通知について

報 告 3 大崎市農業委員会農地現状変更届出指導要綱第4条第1項の規定に
による届出について

報 告 4 農地法第3条第1項の規定による許可書の返戻届について

報 告 5 農地法第3条第1項の規定による許可申請書の取下願について

報 告 6 農地法第5条第1項の規定による許可書の返戻届について

議案第49号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の許可について

議案第50号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について

議案第51号 農地転用事業計画変更承認申請の意見決定について

議案第52号 農地中間管理事業の農用地利用集積等促進計画の意見決定について

4. 出席農業委員(24名)

1番 菅原 ひろみ 委員

2番 小野寺 正 晃 委員

3番 布塚 幸子 委員

5番 白川 知則 委員

6番 高橋 順子 委員

7番 佐々木 ひろ子 委員

8番 櫻井 正幸 委員

9番 齋藤 真理子 委員

10番 菅原 清一 委員

11番 佐々木 正彦 委員

12番 下山 信行 委員

13番 高橋 英理子 委員

14番 只埜 和臣 委員

16番 佐藤 裕之 委員

17番 佐藤 伸幸 委員

18番 佐々木 俊通 委員

19番 佐々木 大 委員

20番 中森 昭悦 委員

21番 中鉢 守 委員

22番 菅原 まり子 委員

23番 今野 久男 委員

24番 中條 泰洋 委員

25番 熊谷 安正 委員

26番 佐々木 政直 委員

5. 出席農地最適化推進委員(3名)

8番 高橋 勝 委員

9番 森川 強一 委員

10番 上野 猛 委員

6. 欠席委員(2名)

4番 中本 奈美 委員

15番 鈴木 至 委員

7. 議案提案者

会長 佐々木 政直

8. 出席職員

事務局長 安部 祐輝

事務局次長 三浦 伸一

事務局長補佐 星 充浩

事務局長補佐 桑添 滋行

主幹兼係長 石垣 佳子

主幹兼係長 湯山 栄大

主事 鈴木 聖己

主査 千葉 浩汰

再任主査 相澤 勝博

主査 加藤 邦彦

主事 佐野 敏光

主事 及川 隆司

午後1時30分開会

事務局(桑添事務局長補佐)

ただいまから、令和7年度第11回大崎市農業委員会定例総会を開催いたします。開会に当たりまして、大崎市農業委員会佐々木政直会長からご挨拶を申し上げます。

会長(佐々木政直委員)

[挨拶]

事務局(桑添事務局長補佐)

次に、次第の2議長選出について、大崎市農業委員会会議規則第8条の規定により、会長が議長を務めることとなっております。

佐々木会長、よろしくお願いいたします。

議長(佐々木政直会長)

それでは、議長を務めさせていただきます。本日の欠席通告者は、4番中本奈美委員、15番鈴木至委員であります。なお、4番中本奈美委員、15番鈴木至委

員より欠席の届出があります。

出席委員が定足数に達しておりますので、大崎市農業委員会会議規則第9条の規定により、令和7年度第11回大崎市農業委員会定例総会は成立いたしました。

議長（佐々木政直会長）

次に、次第の3会期の決定について、お諮りいたします。会期を本日一日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、会期を本日一日限りといたします。

議長（佐々木政直会長）

それでは、次第の4議事録署名委員の指名であります。本日の議事録署名委員を指名いたします。16番佐藤裕之委員、17番佐藤伸幸委員にお願いいたします。

本日の会議録書記に、桑添滋行事務局次長補佐を指名いたします。

議長（佐々木政直会長）

ここで、事務局より業務報告をお願いいたします。

事務局（三浦事務局次長）

〔業務報告〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、次第の7審議事項に入ります。審議事項の報告について、事務局から説明願います。

事務局（星事務局次長補佐）

〔報告1～6の説明〕

議長（佐々木政直会長）

ただいまの報告1から6の事項に対し、確認しておきたいことはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、これより議案審議に入ります。議案第49号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の許可について」番号221から264までの44案件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（星事務局長補佐）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

それでは、議案第 49 号番号 221 から 264 までの 44 件について質疑を承ります。質疑ございませんか。12 番委員。

12 番（下山信行委員）

番号 257, 258 についてお伺いします。譲受人は経営規模拡大ということですが、賃貸借期間は 1 年と短いようです。経緯が分かれば教えてください。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（湯山主幹兼係長）

譲受人の法人については契約期間を 1 年としていますが、実際の農地については、継続して営農を行います。会社の方針として、契約期間については、他の農地を含め、すべて 1 年で契約を取り交わしている形となります。営農については、継続して更新するという事で複数年に渡って行うことを伺っています。

議長（佐々木政直会長）

12 番委員、よろしいでしょうか。

12 番（下山信行委員）

了解しました。

議長（佐々木政直会長）

そのほか、質疑ございませんか。2 番委員。

2 番（小野寺正晃委員）

番号 230 についてお伺いします。譲受人は大崎市外の方で、贈与で所有権移転をすることになるのですが、この譲受人は既に経営面積が 18,949 m²となっております。今回、更に面積が 5,170 m²増えているようなのですが、市外から来るにあたって営農計画を教えていただければと思います。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（湯山主幹兼係長）

譲受人は、鹿島台が実家で、この経営面積が実家周辺での経営農地となってい

ます。以前から、通作で営農を行っており、権利取得後は、水稻で2町1反歩、畑は2反歩ほど、野菜を作付けするという計画になっています。

議長（佐々木政直会長）

2番委員，よろしいでしょうか。

2番（小野寺正晃委員）

了解しました。

議長（佐々木政直会長）

そのほか，質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので，議案第49号番号221から264までの44件について，了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め，議案第49号番号221から264までの44件について許可と決定いたします。

議長（佐々木政直会長）

次に，議案第50号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について」番号110の1件は議案第51号番号24の1件と関連すること，また，番号114の1件は議案第51号番号25の1件と関連すること，更に，番号115の1件は議案第51号番号26の1件と関連することから，この3件を議案第51号と併せて審議してよろしいかお諮りします。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め，議案第50号番号109，111から113，116の5件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（星事務局長補佐）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

ここで、現地調査員の報告に入ります。農地委員長、よろしく願いいたします。11番委員。

11番（佐々木正彦農地委員長）

2月24日火曜日午前9時から、農業委員10番委員、16番委員、18番委員、推進委員8番委員、9番委員、10番委員の6名と事務局2名で現地調査を行いましたので報告いたします。

番号109を10番委員お願いいたします。

10番（菅原清一委員）

番号109を報告いたします。転用目的は、駐車場4台分、資材置場、通路等の整備です。申請地周辺の状況は、西側に住宅、東側に雑種地、北側に太陽光発電パネル、南側に水路がある状況で、申請地の管理状況は、畑として利用されており、西側は敷砂利と車1台分の駐車場として既に利用されていました。農地区分は、10haに満たない小集団の生産性の低い第2種農地です。雨水は自然浸透により対応可能と判断でき、周辺への影響はないと判断されます。なお、現地確認の結果、無断転用に該当するものと思われず。

11番（佐々木正彦農地委員長）

番号111を18番委員お願いいたします。

18番（佐々木俊通委員）

番号111を報告いたします。転用目的は、太陽光発電パネル160枚の設置です。申請地周辺の状況は、住宅と田畑に囲まれた一角で、申請地の管理状況は、大豆が作付けされた跡がありました。農地区分は、10haに満たない小集団の生産性の低い第2種農地になります。雨水は自然浸透により対応可能と判断でき、周辺農地への影響はないと判断されます。

11番（佐々木正彦農地委員長）

番号112を18番委員お願いいたします。

18番（佐々木俊通委員）

番号112を報告いたします。転用目的は、太陽光発電パネルの160枚の設置です。申請地周辺の状況は、山林と田畑に囲まれた一角で、申請地の管理状況は、一部野菜の作付、一部除草管理がされていました。農地区分は、10haに満たない小集団の生産性の低い第2種農地になります。雨水は自然浸透により

対応可能と判断でき、周辺農地への影響はないと判断されます。

11 番（佐々木正彦農地委員長）

番号 113 を 10 番推進委員お願いいたします。

10 番（上野猛推進委員）

番号 113 を報告いたします。転用目的は、居宅、駐車場、門道、庭等の整備です。申請地周辺の状況は、南側を住宅、西側を山林、北側が変電所に囲まれた一角で、申請地の管理状況は、除草管理がされていました。農地区分は、10ha に満たない小集団の生産性の低い第 2 種農地になります。雨水は側溝、汚水は公共下水道に流す計画となっており、周辺への影響はないと判断されます。

11 番（佐々木正彦農地委員長）

番号 116 を 8 番推進委員お願いいたします。

8 番（高橋勝推進委員）

番号 116 を報告いたします。転用目的は、老人デイサービスセンターの建設です。申請地周辺の状況は、南側が田、それ以外は住宅に囲まれた一角で、申請地の管理状況は、除草管理がされ、北側の一部が畑として利用されていました。農地区分は、第 1 種農地で居住者の日常生活に必要な施設で集落に接続して設置されるものです。雨水は側溝、汚水は公共下水道に流す計画で周辺農地への影響はないと判断されます。

11 番（佐々木正彦農地委員長）

以上で現地調査報告を終わります。

議長（佐々木政直会長）

それでは、議案第 50 号番号 109, 111 から 113, 116 の 5 案件について質疑を承ります。質疑ございませんか。2 番委員。

2 番（小野寺正晃委員）

番号 109 について伺います。既に敷砂利と車 1 台止まっていることから、無断転用との報告ですが、そちらの経緯等の説明をお願いします。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（湯山主幹兼係長）

申請地の西側については、譲受人が令和 4 年 5 月頃に居宅を新築されました。

申請地は、居宅の裏手に位置する場所です。外構工事業を営んでいる譲受人が、令和4年6月頃から、受注件数の増加に伴い、利用する車両や資材が増加し、宅地の敷地が手狭になってしまったことから自宅の裏手に位置する今回の申請地に、車両と資材を置いて利用していました。譲受人は農地転用申請手続が必要ということが分からなかったため、無断で利用してしまっていたとを伺っています。

議長（佐々木政直会長）

2番委員、よろしいでしょうか。

2番（小野寺正晃委員）

今の経緯等を聞きますと譲受人は、始末書等の提出が必要にはなるかと思えます。ただ、既に車が止まっているということは、避ける気はなかったのでしょうか。

議長（佐々木政直会長）

暫時休憩いたします。

[午後2時から午後2時5分まで休憩]

議長（佐々木政直会長）

それでは、再開します。14番委員。

14番（只埜和臣委員）

番号109について、現地調査の結果、無断転用と判断されましたので、譲受人から、始末書の提出を求めたいと思います。

議長（佐々木政直会長）

ただいま14番委員から、無断転用である議案第50号109の1か件については、借主から会長及び県知事宛に始末書の提出を求め、無断転用である旨の意見を付して県に進達してはどうかとの意見がありました。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長（佐々木政直会長）

そのほか、質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第50号番号111から113、116の4か件につい

て許可相当と認め、県に進達してよろしいでしょうか。また、無断転用である議案第 50 号番号 109 の 1 案件については、借主から会長及び県知事宛に始末書の提出を求め、無断転用である旨の意見を付して県に進達してよろしいでしょうか。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第 50 号番号 111 から 113、116 の 4 案件について許可相当と認め、県に進達いたします。また、無断転用である議案第 50 号番号 109 の 1 案件については、借主から会長及び県知事宛に始末書の提出を求め、無断転用である旨の意見を付して県に進達いたします。

次に、議案第 51 号「農地転用事業計画変更承認申請の意見決定について」番号 23 から 26 までの 4 案件と、番号 24 の 1 案件と関連する議案第 50 号番号 110 の 1 案件、また番号 25 の 1 案件と関連する議案第 50 号番号 114 の 1 案件、更に番号 26 の 1 案件と関連する議案第 50 号番号 115 の 1 案件の計 7 案件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（星事務局長補佐）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

ここで、現地調査員の報告に入ります。農地委員長、よろしく願いいたします。11 番委員。

11 番（佐々木正彦農地委員長）

それでは、農地転用事業計画変更承認申請の意見決定について、現地調査の報告をいたします。番号 24 と議案第 50 号番号 110 を 9 番推進委員お願いいたします。

9 番（森川強一推進委員）

番号 110 を報告いたします。転用目的は、居宅、駐車場 3 台分の整備です。申請地周辺の状況は、住宅に囲まれた一角で、申請地の管理状況は、除草管理がされていました。農地区分は、都市計画区域内で用途指定されている第 3 種農地です。申請地以外の周辺に田畑はなく、周辺への影響はないと判断されます。

11 番（佐々木正彦農地委員長）

番号 25 と議案第 50 号番号 114 を 10 番推進委員お願いいたします。

10 番（上野猛推進委員）

番号 114 を報告いたします。転用目的は、居宅、駐車場 2 台分の整備です。申請地周辺の状況は、住宅に囲まれた一角で、申請地の管理状況は、除草管理されていました。農地区分は、10 h a に満たない小集団の生産性の低い第 2 種農地です。雨水は側溝、汚水は公共下水道に流す計画で、周辺への影響はないと判断されます

11 番（佐々木正彦農地委員長）

番号 26 と議案第 50 号番号 115 を 16 番委員お願いいたします。

16 番（佐藤裕之委員）

番号 115 を報告いたします。転用目的は、建売住宅 2 棟、駐車場 7 台分、庭等の整備です。申請地周辺の状況は、住宅に囲まれた一角で、申請地の管理状況は、除草管理がされていました。農地区分は、住宅用若しくは事業用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている第 3 種農地です。雨水は側溝、汚水は浄化槽に流す計画で、周辺への影響はないと判断されます。

11 番（佐々木正彦農地委員長）

以上で現地調査報告を終了します。

議長（佐々木政直会長）

それでは、番号 23 から 26 までの 4 案件と、番号 24 の 1 案件と関連する議案第 50 号番号 110 の 1 案件、また番号 25 の 1 案件と関連する議案第 50 号番号 114 の 1 案件、更に番号 26 の 1 案件と関連する議案第 50 号番号 115 の 1 案件の計 7 案件について質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第 51 号番号 23 から 26 までの 4 案件と、番号 24 の 1 案件と関連する議案第 50 号番号 110 の 1 案件、また、番号 25 の 1 案件と関連する議案第 50 号番号 114 の 1 案件、更に、番号 26 の 1 案件と関連する議案第 50 号番号 115 の 1 案件について許可相当と認め、県に進達してよろしいでしょうか。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第 51 号番号 23 から 26 までの 4 案件と、番号 24 の 1 案件と関連する議案第 50 号番号 110 の 1 案件、また、番号 25 の 1 案件と関連する議案第 50 号番号 114 の 1 案件、更に、番号 26 の 1 案件と関連する議案第 50 号番号 115 の 1 案件について許可相当と認め、県に進達いたします。

次に、議案第 52 号「農用地中間管理事業の農用地利用集積等促進計画の意見決定について」番号 333 から 365 までの 33 案件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（星事務局長補佐）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、議案 52 号番号 333 から 365 までの 33 案件について質疑を承ります。質疑ございませんか。20 番委員。

20 番（中森昭悦委員）

本日の案件とずれるかもしれないのですが、令和 7 年 4 月から中間管理事業の契約方法が変更されたのですが、これまでは農協担当者が書類作成をして、署名捺印は農協の事務所に両者が出向き「ここで書いて、ハンコを押して」とやり取りをしていたと私は記憶しております。

最近では、契約更新の書類が、農協を通じた情報提供により、郵送で送られてきまして「出し手からもハンコをもらってください」ということで、署名捺印してもらい郵送で送り返した訳ですが、この方法が合理的なのか、問題がないのか正直、私は疑問を持っています。厳格にすることはないのかもしれないのですが、基本的には第三者、いわゆる農協等の事務局が間に入って署名捺印というのが基本ではないのか、それとも私の考えは古いのか、皆様のご意見を伺いたいと思います。

議長（佐々木政直会長）

暫時休憩いたします。

〔午後 2 時 20 分から午後 2 時 35 分まで休憩〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、再開いたします。

そのほか、質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第 52 号番号 333 から 365 までの 33 件について、了としてよろしいでしょうか。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第 52 号番号 333 から 365 までの 33 件について同意し、公益社団法人みやぎ農業振興公社に答申いたします。これで審議事項を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

〔午後 2 時 40 分から午後 2 時 50 分まで休憩〕

議長（佐々木政直会長）

それでは再開します。

農政の協議（7）「令和 8 年度地区座談会の開催について」農政委員長より説明願います。24 番委員。

24 番（中條泰洋農政委員長）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

ただいま、農政委員長より説明がありましたが、何か質疑はございませんか。

20 番委員。

20 番（中森昭悦委員）

認定農業者と認定就農者の違いを教えてください。

事務局（桑添事務局長補佐）

認定新規就農者ということでしたので新規が抜けておりました。

議長（佐々木政直会長）

20 番委員。

20 番（中森昭悦委員）

いわゆる就農支援金を受けている方と見てよろしいでしょうか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（桑添事務局長補佐）

はい。

議長（佐々木政直会長）

そのほか、質疑ございませんか。なければ、農政の協議（7）「令和8年度地区座談会の開催について」は了承いたします。

議長（佐々木政直会長）

ここで事務局より、業務予定をお願いいたします。

事務局（安部事務局長）

[業務予定]

議長（佐々木政直会長）

最後に事務局、委員からの報告並びに連絡事項はございませんか。

事務局（星事務局長補佐）

[事務連絡]

6番（高橋順子委員）

[連絡事項]

事務局（石垣主幹兼係長）

[事務連絡]

議長（佐々木政直会長）

そのほか、連絡事項ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

なければ、以上で本日の審議事項並びに協議事項については全て終了いたしました。大変長時間にわたり慎重審議を賜り厚く御礼申し上げたいと思います。これをもちまして議長の座を降りさせていただきます。本日は、大変誠にありがとうございました。

事務局（桑添事務局長補佐）

以上をもちまして、令和7年度第11回大崎市農業委員会定例総会を閉会いたします。皆様、お疲れ様でした。

午後3時10分閉会

大崎市農業委員会会議規則第 21 条第 2 項の規定により署名する。

令和 8 年 2 月 25 日

会 長 佐々木 政 直

委 員 佐 藤 裕 之

委 員 佐 藤 伸 幸